

令和3年度 定期利用の手引き (農業者トレーニングセンター)

1. 利用申請

(1) 必要書類等

- ① 利用申請書 ② 利用料金

(2) 申請期限

令和3年度分の申請は、2月1日から受け付けます。

3月末までに申請できるのは5月分までです。

利用前月の20日まで (20日が休館日の際は翌21日まで)

※ 期限までに申請がない場合は、一般利用に開放しますので、ご注意ください。

(3) 複数月納付

複数月納付できるのは「利用料」のみで、照明料・冷暖房料は対象外。

- ・2ヶ月分まで … 当日、窓口にて対応。
- ・3ヶ月分以上 … 一旦申請を預かり、準備が整い次第、連絡。

申請書は1枚で可。

1枚に日数が入らない場合は、利用日時表(受付にあります)に記載して添付。

2. 申請の受付場所、時間

(1) 受付場所 … 勤労青少年ホームの受付窓口

(2) 受付時間 … 9時～21時

(3) 休館日 … 毎週火曜日(祝日の際は、翌水曜日が休館日)

年末年始の12/28～1/4

3. キャンセル

- ・ キャンセルは可能ですが、利用料金の返還はありません。
- ・ 一般利用の方へ施設を有効に活用していただく為にも、キャンセルの場合は、早めの連絡をお願いします。
- ・ 国、県、市の事業、コロナや警報発令等のために利用中止とした場合は、返還します。
- ・ 令和2年度の返還手続きは、3月末までにお願いします。

4. 駐車場

第1、第2、第3駐車場を使用し、勤青ホーム前の駐車場やロータリーは、使用しないでください。送迎の車も同様です。

5. 利用にあたってのお願い

<利用時間と利用人数>

- ・ 利用時間 … 準備から後片付けまでの全てを含みます。
- ・ 利用人数 … 常時5名以上の方が利用されるようお願いいたします。

<利用準備>

- ・ 体育館内は、土足厳禁ですので、必ず上履きに履き替えてください。
- ・ 照明料、冷暖房料、コンセント使用料は、利用前に受付にてお支払いください。
- ・ アリーナで使用できるラインテープは、「MIKASA PP-500」のみです。終了後は、テープを外してください。(ビニールテープや養生テープ等は不可) 利用団体が事前に準備してください。

<利 用>

- ・ 施設内での販売・営業行為、布教活動、政治団体活動は禁止します。
- ・ 施設内でのアルコール類の飲用は禁止します。
- ・ 飲食は、1階ロビー並びに2階観覧席でお願いします。
- ・ 喫煙は、外の指定された場所(勤労青少年ホーム裏)でお願いします。
- ・ 貴重品や用具等については、各団体が管理をお願いします。

<利用後>

- ・ 施設利用後は、清掃(ごみ拾い、モップかけ等)をし、ごみ類はお持ち帰りください。
- ・ 使用された備品等は破損がないことを確認して、もとの場所へ返却してください。
- ・ 施設・備品等を破損された場合は、必ず報告をお願いします。状況によっては弁償していただくこともあります。

<ロッカー>

- ・ 現在使用されている団体の継続使用としますので、2月5日(金)までに受付にて料金をお支払ください。
- ・ 不要な場合は、早めにご連絡ください。

※農業者トレーニングセンターは、鳥インフルエンザ対策の集合場所、災害第二避難所、玄海原発避難所などの指定を受けてお3り、事故発生の場合には、急遽、利用を中止していただく可能性もあります。